

仕 様 書	
件 名	北海道防衛局（５）自動車交換購入
納入場所	北海道札幌市中央区大通西１２丁目札幌第三合同庁舎 北海道防衛局
納入期限	令和６年２月２９日

1 総則

(1) 適用範囲

この仕様書は、北海道防衛局（５）自動車交換購入契約により北海道防衛局に納入する車両（以下「車両」という。）について規定する。

(2) 用語及び定義

この仕様書に用いる用語及び定義は、JIS D 0101及びJIS D 0102による。

(3) 種類

種類及び数量は、表１による。

表１

種 類	数 量
乗用自動車（ステーションワゴンタイプ）	１台

(4) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、入札書の提出時における最新版とする。

ア J I S D 0 1 0 1 自動車の種類に関する用語（昭和３９年３月１日制定）

イ J I S D 0 1 0 2 自動車用語－自動車の寸法、質量、荷重及び性能（昭和３９年１２月１日制定）

ウ 道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）

エ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）

オ 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和５年２月２４日変更閣議決定）

カ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）

キ 国の所有に属する自動車等の交換に関する法律施行令（昭和４６年政令第３５７号）

ク 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和３７年法律第１４５号）

2 要求事項

(1) 一般的要求事項

車両は、道路運送車両法（以下「車両法」という。）に適合し、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「グリーン購入法」という。）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針に規定するガソリン乗用車の排出ガス基準及び燃費基準値を満たすものとする。

(2) 製品に関する要求

車両は、車両法、グリーン購入法及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に適合する現行モデルの新車とする。

(3) 材料及び部品

この仕様書で規定するものを除き、製造会社の標準規格及び日本産業規格又はそれらの同等品を使用するものとする。

(4) 構造等

次によるほか、製造会社標準規格による。

ア 構造等

(ア) 構造

種類 ハイブリッド自動車又はプラグインハイブリッド自動車
総排気量 1, 500ccクラス以上
使用燃料 無鉛レギュラーガソリン

(イ) 駆動方式等

駆動方式 四輪駆動方式
変速機 オートマチックトランスミッション（無段変速機方式等を含む）

(ウ) 形状及び乗車定員等

形状 ステーションワゴンタイプ（4ドア以上）
乗車定員 6名以上

(エ) 車体色等

製造者標準色の白、黒、銀、グレーのいずれか（落札後に決定する）

(オ) 仕様

寒冷地仕様

イ 付属装置

表2による。（標準仕様として装備されている場合を含む。）

表2－付属装置

(1台当たり)

品名	数量	注記
SRSエアバッグ	一式	製造会社純正品
エアコンディショナー	一式	製造会社純正品（冷房及び暖房機能付き）
カーナビゲーションシステム	一式	製造会社純正品（TVは受信しない設定）
ETC2.0車載器	一式	製造会社純正対応品（社外品を含む）（一体型、セットアップを含む）
ドライブレコーダー	一式	製造会社純正対応品（社外品を含む）（前後2カメラ。記録用SDカード及びセットアップを含む）
バックカメラ	一式	製造会社純正対応品（社外品を含む）

ウ 寸法等

製造会社標準規格による。

(5) 外観

有害な傷、割れ、まくれ、さび、塗装のはく離及びその他使用上有害な欠陥並びに塗装及びメッキのむらがあってはならない。

(6) 自動車番号標

車両法の登録手続きを行うものとする。

3 品質保証

(1) 検査

発注者が行う。

(2) 保証期間

商慣習によるものとする。

4 出荷条件

商慣習によるものとする。

5 その他装備

(1) 付属品等

表4による。(標準として付属されている場合を含む。)

表4－付属品・予備品

(1台当たり)

品名	数量	注記
フロアマット	1組	製造会社純正品
サイドバイザー	1組	製造会社純正品(運転席窓側・助手席窓側及び後部座席両窓側)
LEDフロントフォグランプ	1組	製造会社純正品
スタッドレスタイヤ(ホイール付き)	1組 (4本)	製造会社純正対応品(社外品を含む)
スノーブレード	1組	製造会社純正対応品(社外品を含む)

(2) 添付書類

表5による。

表5－添付書類

(1台当たり)

書類名	部数	注記
自動車検査証	1	自動車検査証入れを含む
取扱説明書	1	点検整備の項目及び時期が明記されていること

6 下取り交換車

表6による。なお、下取り交換車の一時抹消登録証明書の写しを発注者に提出するものとする。

表6 下取り交換車

年式及び車種 (塗色)	型 式	数量	走行距離 (令和5年4月30日現在)
平成14年式 (自動車検査の有効期間の満了する日 令和5年6月18日) トヨタ アリオン シルバー	UA-ZZT2 45	1台	111,314km

7 その他

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
- (2) 車両法による登録、自動車の保管場所の確保等に関する法律による保管場所証明等及び自動車リサイクル法に基づく手続は、全て受注者が行うものとし、同法第74条第1項に規定する預託証明書は、納入時に発注者に引き渡すものとする。

なお、法定費用（自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、リサイクル法関連経費並びに保管場所証明書等手数料）は別途発注者が負担する。

- (3) 下取り交換に関しては、国の所有に属する自動車等の交換に関する法律施行令に基づき行うものとする。なお、下取り交換車（同車の夏・冬タイヤ引き取りを含む。）を引き渡す時期については、発注者と調整するものとし、下取り交換車の運搬等に係る経費は受注者の負担とする。

- (4) 下取り交換車を受注者に譲渡する日をもって、発注者は、当該自動車の最終所有者ではなくなることから、既に預託済みの再資源化預託金等を受注者に請求するので、受注者は、別途発行する納入告知書により、所定の期限までに納付するものとする。

そのため、下取り交換車の預託済再資源化預託金等は、下取り金額に計上しないものとする。

なお、再資源化預託金等の預託証明書は、上記納付の確認後、引き渡すものとする。

- (5) 下取り交換車の自動車損害賠償責任保険料に未経過月数が残っている場合は、発注者は、一時抹消登録証明書の写しを受領後、保険料の解約手続きを行う。

そのため、保険料の解約による還付金額は、下取り金額に計上しないものとする。

- (6) 納車までの間にモデルチェンジ（マイナーチェンジを含む）があった場合、本仕様書で定めているものをすべて満たし、排出ガス基準及び燃費基準値については、申請時の車両の基準値以上であることを条件として、モデルチェンジ後の車両を納車することが出来るものとする。